

【業界初】認知症等の責任無能力者の監督義務者を、自動車保険の補償の対象へ

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 北沢 利文、以下「当社」)は、2018年1月に自動車保険を改定し、業界として初めて、責任無能力者が引き起こした事故により、親族等の監督義務者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、その監督義務者を補償の対象に含めることといたしました。

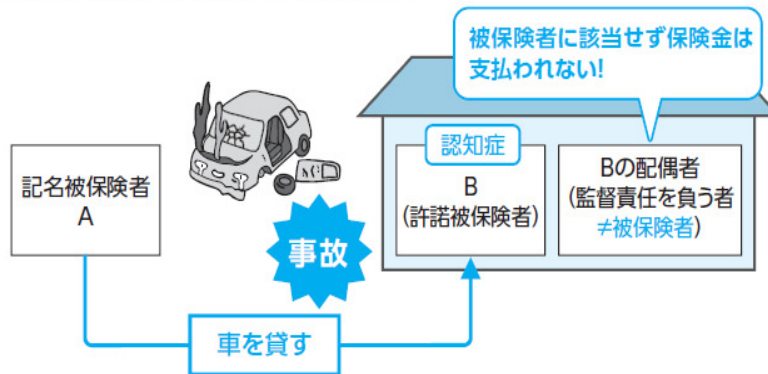
1. 背景・改定内容

近年、高齢者等による自動車事故がクローズアップされており、その中には認知症等により、ドライバーの責任能力の有無が問題となるケースも散見されます。万一、ドライバーの責任能力が否定された場合、その監督義務者が責任を問われる可能性があります。

このような状況を踏まえ、万一、監督義務者が責任を問われた場合でも、漏れの無い補償を提供できるよう、当社は自動車保険を改定し、業界として初めて、責任無能力者の監督義務者を自動車保険の補償の対象に加えることといたしました(*1)。

本改定により、補償の対象となるケース(例)は以下の通りです。

[現行の自動車保険で補償を提供できない例]



- 認知症が進んでいるBに対して、そのことを知り得ない記名被保険者Aが自らの所有する車を貸した場合、Bがその車を運転し、事故を起こしてしまった。
- Bが責任無能力者に該当した場合、同居の配偶者が監督義務者として責任を負う可能性があるが、Bの配偶者は許諾被保険者に該当しないため記名被保険者Aの自動車保険で補償できない。

(*1)従来の自動車保険でも多くのケースで監督義務者は補償の対象となりますが、一部のケースにおいて補償の対象とならない可能性があります。

2. 改定時期

本改定内容は、2018年1月以降に当社でご契約いただくすべての自動車保険(*2)に適用します。

(*2)対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた契約に限ります。

以上